

総務委員会会議録

令和5年7月4日(火)

(開 会) 10:00

(閉 会) 11:14

【 案 件 】

1. 議案第44号 令和5年度 飯塚市一般会計補正予算(第2号)
2. 議案第45号 新型コロナウイルス感染症により生じた事態に対処するための作業に従事する飯塚市職員の特殊勤務手当に関する条例を廃止する条例
3. 議案第46号 飯塚市税条例の一部を改正する条例
4. 議案第49号 財産の取得(消防ポンプ自動車)
5. 閉会中の特別付託事件について

【 所管事務調査 】

1. 市有財産の在り方について

【 報告事項 】

1. 飯塚市行政経営戦略推進ビジョン・プラン策定スケジュールについて
(業務改善・DX推進課)

○委員長

ただいまから総務委員会を開会いたします。

「議案第44号 令和5年度 飯塚市一般会計補正予算(第2号)」を議題といたします。
執行部の補足説明を求めます。

○財政課長

それでは「議案第44号 令和5年度 飯塚市一般会計補正予算(第2号)」についてご説明いたします。

「議案第44号」と表示されております補正予算資料の3ページをお願いいたします。表の下に記載しておりますとおり電力・ガス・食料品等価格高騰対策事業等、当初予算編成後に発生した事由により早急に執行すべき経費を補正するもので、歳入歳出予算の総額に19億2316万9千円を追加して、900億7954万9千円にするものでございます。

4ページの補正予算概要書をお願いいたします。歳入でございますが、国庫支出金、県支出金及び市債つきましましては、歳出に計上しております事業の財源として補正するものでございます。このうち、国庫支出金の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金につきましましては、歳出予算に計上いたしております電力・ガス・食料品等価格高騰対策事業に関する財源として11億9236万5千円を計上するもので、その内訳としては、低所得世帯支援枠分として7億7565万8千円、推奨事業メニュー分として4億1670万7千円となっております。

次に、繰入金の財政調整基金繰入金では、今回の補正予算の財源調整として、5億7745万7千円追加するものでございます。

次に、歳出でございますが、総務費、企画費の企業版ふるさと応援寄附事業費では、寄附の拡大を図るために企業版ポータルサイトを活用するため、484万円を計上するものでございます。

5ページをお願いいたします。地域振興費のシティプロモーション推進事業費では、企業版ふるさと応援寄附金を活用し、スポーツ支援を通じて本市のPRを行い、移住定住を図るため、2395万8千円を計上するものでございます。

地域公共交通燃料費等高騰対策支援事業費では、民間公共交通事業者に対し、高騰する燃料費等の負担軽減を図るために、922万2千円を計上するものでございます。

戸籍住民基本台帳費の個人番号カード普及促進マイナポイント事業費では、個人番号カードの普及促進にかかるマイナポイント申込支援業務に関する経費として、1358万1千円を計上するものでございます。

民生費、社会福祉総務費の生活応援クーポン券発行事業費では、令和5年度市民税非課税世帯に対し、1世帯につき3万円分のクーポン券を支給し、課税世帯には2万円分のクーポン券を発行するため、16億1671万1千円を計上するものでございます。

6ページをお願いいたします。福祉サービス事業所等燃料費等高騰対策支援事業費では、介護サービス事業所及び障がい福祉サービス事業所を有する法人に対し、高騰する燃料費等の負担軽減を図るため、支援金を交付する経費として、4956万4千円を計上するものでございます。

高齢者福祉費のシルバー人材センター補助等事業費では、シルバー人材センターのデジタル化推進事業に対し、200万円を追加するものでございます。

7ページをお願いいたします。児童措置費の保育所等給食費支援事業費では、給食費を引き上げずに給食の提供を継続している市内私立保育所等に対し支援をするため、4092万3千円を計上するものでございます。

商工費、商工業振興費の企業誘致用地適地調査事業費では、地盤調査委託料として、3159万6千円を計上するものでございます。

土木費、道路橋りょう維持費の道路橋りょう補修事業費では、市道の補修工事を実施するため、2200万円を計上し、公園費の公園施設長寿命化事業費では、公園施設の改修を実施するため、2500万円を計上するものでございます。

8ページ以降に、今回の補正にかかる歳入及び歳出予算額の推移表、市債及び基金の状況表を添付いたしております。内容の説明につきましては省略させていただきます。以上で、補足説明を終わります。

○委員長

説明が終わりましたので質疑を許します。質疑はありませんか。

○奥山委員

今、ご説明いただきました民生費の5ページになりますね。民生費のクーポン券、これを2つの分類でされております。非課税世帯と課税世帯、それぞれ3万円と2万円ということで、これは市民生活の支援ということで8月中旬また8月下旬ということになっておりますけれども、市民の方はこれが郵パックで送られてきて使えるというのは、非常にいいかなと思いますが、地域経済の浮揚ということで、以前からもそうでしたけれども、地域の中小企業に例えばこの分の50%を使い、大手企業には50%を使いというふうな区割りといいますか、大手に全て使えませんよというような縛りはありましたでしょうか。

○生活応援臨時対策室主幹

質問委員が言われますようにクーポン券につきましては、大型のショッピングセンターでやはり使われることが多くございます。しかしながら、今回生活者支援というところを重点に置いておりますので、生活者が自由に使えるような形で、大規模の商業施設の縛りはしてございません。

○奥山委員

今回はそういう何%は大手、何%は地元企業という縛りが無いということでしたけれども、今後地域の例えば食堂であるとか、いろんなところで使えるようにしないとせっかくの取組が地域になかなかおいてこないのではないかというふうに思いますので、次回またそういう取組があった場合には、ちょっと参考にしていただければというふうに思いますので、よろしくお

願います。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。

○江口委員

今の生活応援クーポン券に関してなんですが、このクーポンの発行に関しての契約はどのようになりますか。

○生活応援臨時対策室長

こちらのクーポンの契約、業務委託につきましては、本予算議決の後、速やかに契約事務を進めたいと考えております。

○江口委員

ここに書いてあるのは、発行等業務委託と書いてあるんですね。基本飯塚市の契約というのは分けるのは、分けてという分離発注というふうな形だったと思うんだけど、印刷とそれ以外に関しては、一緒なのかどうなのか。また併せて契約方法は随意契約なのか、そうではないのか、それについてはどうなりますか。

○生活応援臨時対策室長

給付対象となる世帯を抽出して、迅速に支給を実施するために、緊急を要するものと判断し、随意契約を行うものとしております。前回も同様のクーポンを発行しておりますので、そちらのほうと同様の業務委託ということになりますので、事業的にはクーポンの印刷と委託を含んだものとなっております。

○江口委員

緊急と言われるんですけど、随意契約とそうではない場合で、どのぐらい時間差があるんですか。

○生活応援臨時対策室長

随契でございますと、今から決定後、すぐに契約し事務に取りかかることができますけれども、予算が決定後、プロポーザルなり、入札なりをいたしますと、最低でも契約までには1か月以上かかると思っております。それから準備をはじめ、支給をするということになると、早くても9月頭になるのではないかと考えております。

○江口委員

例えば、そのクーポンの印刷なんだけれど、印刷だけは別にプロポーザルする必要もないですよ、分離すればね。そしたら議決後、速やかに入札を行うことができると思うんですよ。緊急というんだけど、片一方で、利用期間、これは今12月31日までですよ。例えばこれを延ばすことを考えたら、時間的な制約についても、ある意味ゆっくりなることは考えられますが、そういったことは考えなかったのか。

○生活応援臨時対策室長

今回のクーポン券は非課税世帯の分と、非課税世帯以外の分がございます。非課税世帯の分につきましては、国の方策として、3万円を目安に支給するというものがありまして、3月中に全て終わらせている必要がありますので、換金等を考えますと、12月末までということで期間の設定をしたものでございます。随意契約といたしましたのは、やはりもう3月末に国が示されたもので、飯塚市としても、今回予算を計上しておりますけれども、少しでも早く市民の方々にクーポン券が渡るように随意契約にしたものです。

○江口委員

今言ったのは、印刷は別にしたらその分の発注はそんなにプロポーザルとか必要ではないですよという話をさせていただきました。それについてはいかがなんでしょうか。

○生活応援臨時対策室長

印刷の分につきましても、分離で発注するとなりますと、新たに入札なりが必要となります

ので、期間を要するものと判断いたします。

○江口委員

どのぐらい差があるんですか。印刷を分離発注した場合。それで、どのぐらい後ろにずれるんですか。

○生活応援臨時対策室長

先ほど申し上げましたとおり別に発注するとしても、契約をする必要がございますので、同様に2か月程度かかるものと思います。

○江口委員

契約担当課にお聞きいたします。印刷の分がもうこうやって、もう準備行為はやろうと思っただけでできると思うんですよね。議決後すぐに入札にかかったら、2か月もかからないと思うんですが、契約担当課としては、どのような見解をお持ちですか。

○総務部長

契約の行為ということであれば、契約自体は1か月程度あれば、完了しますけれども、その後のことも含めて、2か月という答弁をしているものと思っております。

○江口委員

あと3月末までに終わらせなくてはならないからというお話でしたけれど、これは利用期間のところ書いてあるのを見てみても、12月末まで利用してくださいね、使ってくださいね、換金期間も1月末までですよ。2か月あるわけですよ。そしたら、そこをもう少し縮めようという努力、2か月だったら清算までにはやろうと思っただけで、もう少しできるのではないかなと思ったりはします。あと、やはりこの分けられるものは、きちんと分けて発注するというのをきちんとやっていかないと、公正な競争が保たれない恐れがあります。随意契約というんですが、随意契約の相手先がどこで、そこにしかできない理由としてはどういったことなのか、お聞かせください。

○生活応援臨時対策室長

委託先につきましては、令和4年度に実施しました臨時特別給付金と同じ業務となりますので、迅速に支給するために同給付金事業を委託した業者を考えております。

○江口委員

だからそれはどこで、そこでなければできない理由は何でしょうか。

○生活応援臨時対策室長

前回委託いたしましたのは、株式会社福岡ソフトウェアセンターでございます。なぜそちらでないといけないのかと言われるご質問でございますが、そちらについては、前回も同様のクーポンを発行し、円滑に業務が遂行されましたので、同様に考えております。

○江口委員

前回のときも随意契約だったんでしょうか。前回も随意契約だったんでしょうか、どうでしょうか。

○生活応援臨時対策室主幹

前回も同様に随意契約しております。

○江口委員

今回は、前回はスムーズにやっていただいたから随意契約といい、前回は、随意契約の理由としては、何があったんでしょうか。

○生活応援臨時対策室主幹

前回は、11月17日に臨時会で議決していただきまして、年内にお配りしたいというところで迅速に事務を進めていきたい、そのために随意契約しております。

○江口委員

急がなくてはならないという事情等も分からなくはないんですが、果たしてそれが随意契約

として妥当なのかどうかに関しては、発注前にいま一度考えていただきたい。また併せて一括しての発注とするかどうかと同じように考えていただきたい。こういった形で、もう丸めてしまっただけでやられると、例えば印刷業界の方々というのは、ここに入る隙間はなくなりますよね。ソフトウェアセンターが一括でとって、そこが出すときに、どうされるか分からないわけですよね。その辺りは、総務部のほうとして見ても、また業者育成の経済部になるのか分かりませんが、そういったところからも、きちんと検討していただきたいと思っています。生活応援クーポンについては以上とします。

あともう1点、物価高騰の中で厳しい業界が幾つもございます。その業界のほうから要望書とかが上がっているケースが幾つかあるというのは、昨年だったか一般質問でさせていただきました。そのときには残念ながら、おおよそのところに関しては、応えられていないんだよというお話がありました。今回の一般質問の中でも、農業関係でしたか、農業関係に対する支援はどうなっているのかという質問があって、それに対しては個別にはやっておりません。なぜやらないのと言ったときに、今回、物価高騰に関しては、市民の皆さん方を応援するんだと。あるいは、全世帯のほうに支援をするので、そちらで代えているという返答だったわけです。片一方で、今回予算の中には、個別の業界に関する支援も含まれています。福祉サービス事業所等燃料費高騰対策支援ですね。もう一つあるのが、地域公共交通燃料費高騰対策支援があるんです。この業界のみ支援するという形になっているんですけど、この業界からも要望、物価高騰に対する支援をしっかりとやっていただきたいという要望等が上がっていたというふうな形なのかどうか、その辺りはいかがですか。

○総合政策課長

今、質問議員が言われる業界からの要望等は特にあっていないと認識しております。

○江口委員

片一方であっていないということなんでしょうけど、運送業の方々からは、昨年9月に要望が上がっていた。9月か、7月かだったかと思うんですが、要望が上がっていたかと思います。今回、ここは何ら入っていないわけなんですね。今回この2つの団体、2つの業界に対しての支援を別途行う、この意思決定は、どのようになされたんでしょうか。

○総合政策課長

今回の物価高騰対策事業など市が実施する政策決定するまでの流れといたしましては、まず庁内の各部局と国、県の状況と必要な情報を共有しまして、その後、それぞれの部局において事業の検討を行っていただきまして、概要の確認や必要性について協議を実施し、速やかに事業の詳細を詰めて、予算に計上し議案として上程する流れとなっております。加えまして今回におきましては、臨時交付金の趣旨であります物価高騰の影響を受けた生活者や事業者の支援を主たる目的とする事業に合致する事業であることも鑑みて今回の予算計上をしているということでございます。

○江口委員

この物価高騰に対する支援を行っていただきたいという要望は、どの業界から上がっているんでしょうか。

○委員長

質問委員に申し上げます。ただいまの質疑の内容につきましては、本議案審査の範囲を超えていると判断いたしますので、審査の範囲内での質疑をお願いいたします。

○江口委員

今、お聞きしているのは、物価高騰対策をする予算を組んでいるわけですよね。それで結果として、この予算が上がってきているんだけど、その予算の編成過程がどうなっているのかというふうなその確認のためですので、それについてはぜひお答えいただきたいと思っています。いかがでしょうか。

○委員長

暫時休憩いたします。

休 憩 10 : 24

再 開 10 : 25

委員会を再開いたします。

○商工観光課長

今までの各種業界からの要望につきましては、令和4年7月にトラック協会から、同月に、福岡嘉穂農政連及び福岡嘉穂農業協同組合の連名による要望がっております。また令和4年9月には、民主商工会のほうから要望を受けております。

○江口委員

その要望を受けているところは、やはり厳しいから要望しているわけですね。そこに対しては今回は、補正では入っていないんですが、これは経済部としては、今、総合政策のほうからは各部局でまず精査していただいてというお話がございました。経済部としては、こちらに対して予算要求をしたのかどうか、いかがでしょうか。

○委員長

質問委員に申し上げます。ただいまの質疑の内容については、本議案審査の範囲を超えていると判断いたしますので、審査の範囲内での質疑をお願いいたします。

○江口委員

今回の補正予算の編成に当たりもし要望してあったんだけど、結果としてこの2つは出ているんですね、個別の業界に対して。けどこの業界に関しては、業界のほうから要望があっているところではないというお話でした。片一方で要望があっているところがあるんだけど計上がなされていない業界もあります。では、この2つの業界のみ個別でやっている形に見えるんですが、それはどのように決められたのでしょうか。これは例えば庁議とかで、最終的にこうやりますよというふうな形を議論の上決めたのか。その辺りはどうなっていますか。

○総合政策課長

今回の予算の計上に当たりましては、まず3月29日に国から本市に対し臨時交付金重点支援地方交付金の交付の通知がございました。それから、4月5日に6月補正の要求書の提出について各部課長に依頼をしております。その後、4月下旬に活用した事業について、各課から要求がございまして、5月上旬に補正予算に計上する事業の決定を行い、6月20日に本議会に上程を行ったというスケジュールで今回は予算計上いたしております。

○江口委員

今のスケジュールの中で要望したんだけどという業界のところから、それがちゃんと部局にから上がってきているのかどうかとかに関しては、この予算編成の部分ですので十分議案審査の範囲内だと思うんです。ちゃんと部局から上げられたのかどうか、そして部局から上がったんだけど、やはり最終的には入れないという判断をされたんだと思うんだけど、された、されてあるというのが、この結果だと思うんですが、その辺りについては、どなたが参加された会議というか、どういったメンバーでこの最終決定をする形になるのか、お聞かせいただけますか。

○委員長

暫時休憩いたします。

休 憩 10 : 30

再 開 10 : 43

委員会を再開いたします。

○江口委員

支援自体が悪いとは思っておりません。それというよりもしっかりと支援をしていただきたいと思っております。やはり厳しいからこそ、要望されておられる業界があるんだと思っています。また、要望されてないんだけど、やはりここ厳しそうだよねというふうに配慮されて、実際にヒアリングして、それを上げてくれるのも結構だと思うんですが、特に要望があったところに関しては、きちんとコミュニケーションをしっかりとっていただくことを12月のときに、一般質問でお聞きしたときに、御返事について、しっかりやっていないような状況があったかと思えます。そういったことを含めてやっていただきたい。今回、福祉事業所に関する支援に関しては、決算額に合わせて支援の金額を変えてやっておられます。そういった部分に関しては、福祉事業所にかかわらず、広げることは可能だと思っていますので、そういったことを併せて、しっかり検討していただきたいとお願いをしておきます。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。

○田中武委員

私のほうから、1つだけ地域公共交通の燃料費高騰対策支援事業ですけれども、基本的にはバス事業者6社とタクシー事業者14社と書いております。このバス1台当たり10万円、それからタクシー1台当たり2万3千円というふうになっていますが、この金額の根拠といえますか、それは分かりましたら教えてください。

○地域公共交通対策課長

今回の支援金につきましては、今、質問者がおっしゃいますようにバス1台当たり10万円、タクシー1台当たり2万3千円となっております。これらにつきましては、燃料費高騰前の価格と高騰後の直近の価格の差額、その差額の違いをもとに燃料費、軽油及びLPガスの分で算定をさせていただいております。

○田中武委員

直近の金額の格差、直近というと3月頃を見ての金額なのか。その辺の時期あたりも分かったら教えていただけませんか。

○地域公共交通対策課長

直近については令和5年2月頃の価格で算定しております。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。

○上野委員

生活応援クーポン作成についてですが、担当室長にお伺いしたいんですが、市発注の事業に関しては、随意契約ではなくて、できるだけ入札にするべきだという認識を私は持っているんですが、室長の認識はいかがですか。

○生活応援臨時対策室長

今、委員がおっしゃいますように、もちろんそれが前提だと思いますけれども、今回につきましては、緊急を要することから随意契約としております。

○上野委員

前回、随意契約をされた、その経験とルーティンは、もう市のほうはお持ちなわけですが、今回このようなクーポンを作成するというふうに決定をされた後、入札事案とするために、具体的にどのような努力をなされたのか、お伺いいたします。

○生活応援臨時対策室長

検討といたしましては、先ほども申し上げましたとおりプロポーザル入札にするには、やはり期間を要する、どれぐらいの期間がかかるかというのは確認いたしました。契約から発送までに2か月かかるという判断をいたしましたので、今回のような随意契約にしたいと考えたところでございます。

○上野委員

最終的に随意契約にされたことについては、判断ですからよろしいかと思うんですが、この生活応援クーポン券を作成して、皆さんにお配りしよう。最終的に決定をされた日から、この随意契約にしよう、もう初めからこの生活応援クーポンは随意契約でいきますよと、随意契約ありきで予算を要求されてあったんですか。

○生活応援臨時対策室長

予算要求までの間ですけれども、事務の組立てを考えてまいりました。予算要求までに時間を要したことから、その間に、緊急随契について、考えたところでございます。

○上野委員

入札事案にしようという努力はなさっていないという認識でいいですね、今回緊急だったので。

○生活応援臨時対策室長

今回のクーポン券につきましては、緊急にといいますか専決で予算を上げさせていただくということも考えましたけれども、やはり議会に諮って、市独自の事業になりますので、議員の皆様のお声をいただきたいと考え、補正予算に上げたところでございます。

○上野委員

そうですね。国からの通知、それに加えて市の独自の施策を加えるので、それに時間がかかったんで、随意契約をせざるを得なかったという説明だと思うんですが、間違いはないですか。

○生活応援臨時対策室長

そのとおりでございます。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。

(な し)

質疑を終結いたします。討論を許します。討論はありませんか。

(討論なし)

討論を終結いたします。採決いたします。「議案第44号 令和5年度 飯塚市一般会計補正予算(第2号)」については、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、本案は原案どおり可決するものと決定いたしました。

暫時休憩いたします。

休 憩 11:50

再 開 11:52

委員会を再開いたします。

「議案第45号 新型コロナウイルス感染症により生じた事態に対処するための作業に従事する飯塚市職員の特殊勤務手当に関する条例を廃止する条例」を議題といたします。執行部の補足説明を求めます。

○人事課長

「議案第45号 新型コロナウイルス感染症により生じた事態に対処するための作業に従事する飯塚市職員の特殊勤務手当に関する条例を廃止する条例」につきまして、補足説明を行います。

議案書の3ページをお願いいたします。この条例は、新型コロナウイルス感染症が、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律上の位置づけが、5類感染症となったことに伴い、新型コロナウイルス感染症により生じた事態に対処するための防疫等作業手当の特例について、人事院規則が改正されたため、これを参考にして、当該防疫等作業手当を定めた条例を廃止するものでございます。以上、簡単ではございますが、補足説明を終わります。

○委員長

説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑を終結いたします。討論を許します。討論はありませんか。

(討論なし)

討論を終結いたします。採決いたします。「議案第45号 新型コロナウイルス感染症により生じた事態に対処するための作業に従事する飯塚市職員の特殊勤務手当に関する条例を廃止する条例」については、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、本案は原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、「議案第46号 飯塚市税条例の一部を改正する条例」を議題といたします。執行部の補足説明を求めます。

○税務課長

「議案第46号 飯塚市税条例の一部を改正する条例」につきまして、補足説明をさせていただきます。

議案書の4ページをお願いします。この議案につきましては、令和5年3月31日に公布された地方税法等の一部を改正する法律（令和5年法律第1号）及びその関連法令により、飯塚市税条例の一部を改正するものでございます。

主な改正内容につきまして、議案の概要及び新旧対照表に沿って説明させていただきます。今回の改正は、地方税法の改正等に伴い、市民税関係では、森林環境税の導入に伴う改正、給与所得者の扶養親族等申告書の簡素化に係る改正、また、軽自動車税関係については、環境性能割について、加算割合の引き上げによる改正等に対応するため、関係規定を整備するものでございます。

議案書の5ページをお願いします。新旧対照表の第34条の9から、議案書13ページの第47条の6までにつきましては、森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律等が改正され、森林環境税の導入に伴い、賦課徴収の方法等について規定する改正でございます。

この森林環境税は、温室効果ガス排出削減目標の達成や災害防止を図るため、森林整備等に必要な地方財源を安定的に確保する観点から創設され、市区町村において、個人住民税の均等割と併せて、1人年額1千円が課税されるものでございます。また、森林環境税の課税は、東日本大震災を踏まえ、全国の地方団体による防災施策の財源を確保するため個人住民税均等割が引上げられた措置が令和5年度で終了することにより、翌年度の令和6年度から開始となるため、個人住民税の均等割の税額は、5500円からの変更はありません。この部分の施行日は令和6年1月1日となっております。

次に、議案書の5ページをお願いします。新旧対照表の第36条の3の2第2項につきまして、給与所得者の扶養親族等申告書について、その申告書に記載すべき事項がその年の前年の申告内容と異動がない場合は、その記載すべき事項の記載に代えて、その異動がない旨の記載した申告書を提出することができるとするものです。この部分の施行日は令和7年1月1日となっております。

次に、議案書の14ページをお願いします。新旧対照表の附則第15条の2第4項につきまして、軽自動車税の環境性能割について、燃費性能率に応じて決定した税率が、不正により納付不足額が生じた場合、その不正を行ったメーカーを納税義務者として負わせる特例規定について、税制上再発防止策を強化するため、その納付不足額を徴収する際に加算する割合を、現行の10%から35%へ引き上げるものです。また、附則第16条の2第3項の軽自動車税の種別割においても、同様の改正を行うもので、この部分の施行日は令和6年1月1日となっております。以上簡単ではありますが、「飯塚市税条例等の一部を改正する条例」の補足説明を

終わります。

○委員長

説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑を終結いたします。討論を許します。討論はありませんか。

(討論なし)

討論を終結いたします。採決いたします。「議案第46号 飯塚市税条例の一部を改正する条例」については、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、本案は原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、「議案第49号 財産の取得（消防ポンプ自動車）」を議題といたします。執行部の補足説明を求めます。

○防災安全課長

「議案第49号 財産の取得（消防ポンプ自動車）」について、補足説明を行います。

議案書の21ページをお願いいたします。本件は、地方自治法第96条第1項第8号及び、飯塚市議会の議決に付すべき財産の取得または処分に関する条例第2条の規定に基づき提出するものであり、内容といたしましては、飯塚市消防団筑穂方面隊第2分団に、消防ポンプ自動車1台について、買換え配備を行おうとするものでございます。なお、取得価格は、2284万7千円、契約の相手は、株式会社ナカムラ消防化学福岡営業所でございます。

なお、補足資料としまして、購入予定車両の形状概要図を添付しておりますので、参照方お願いいたします。以上簡単ですが、議案の補足説明を終わります。

○委員長

説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑を終結いたします。討論を許します。討論はありませんか。

(討論なし)

討論を終結いたします。採決いたします。「議案第49号 財産の取得（消防ポンプ自動車）」については、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、本案は原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、「閉会中の特別付託事件について」を議題といたします。

お諮りいたします。本委員会として、「入札制度について」、及び「情報公開について」を閉会中の継続審査事件として、調査終了まで付託を受けたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、本委員会として、「入札制度について」及び、「情報公開について」を閉会中の継続審査事件とし、調査終了まで付託を受けることに決定いたしました。なお、本件については、会議規則第105条の規定に基づき議長に申出をいたしますのでご了承願います。

次に、上野委員から「市有財産の在り方について」、所管事務調査をしたい旨の申出がっております。上野委員、その具体的な内容の説明をお願いいたします。上野委員に発言を許します。

○上野委員

「市有財産の在り方について」、行政財産と普通財産の在り方、また、用途廃止との関連について確認をさせていただきたく申入れをさせていただきました。委員長においてお取り計ら

い、よろしくお願ひ申し上げます。

○委員長

お諮りいたします。本委員会として「市有財産の在り方について」、所管事務調査を行うことにご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、所管事務所調査を行うことに決定いたしました。

「市有財産の在り方について」を議題といたします。上野委員に質疑を許します。

○上野委員

市有財産につきましては、普通財産と行政財産があると思いますが、それぞれどのようなものなのか、まず説明をお願いいたします。

○財産活用課長

行政財産と普通財産ということです。行政財産につきましては、飯塚市公有財産管理規則にも載っておりますとおり、市が公用または公共の用に供し、または供することを決定した公有財産をいうということになっております。また、普通財産につきましては、行政財産以外は一切の公有財産をいうということになっております。

○上野委員

それでは、用途廃止とはいかなるものなのか、どのように決定されるのか、お知らせください。

○財産活用課長

用途廃止につきましては、同じく管理規則により行政財産を普通財産にすることをいうということになっております。

○上野委員

ということは用途廃止を決定された時点で、行政財産から普通財産に移るというご答弁だと思いますが間違いはないですか。

○財産活用課長

今、委員が言われているのは、公共施設跡地等で用途を変更したと、用を供しないということになりましたら、うちの公有財産調整委員会で審議をして、それを承認して普通財産に落とすという形にしております。

○上野委員

それでは用途廃止したにもかかわらず、普通財産に移管されてないことについては、例外的な措置だということですか。

○財産活用課長

今、質問委員が言われますのが、まだ行政財産で残っている分ということだと思いますけれども、申し訳ありません、その分につきまして、今調査もしていますけれども、事務手続上で、その手続を行っていないものもあると思われます。

○上野委員

一般質問のときの答弁とちょっと違うんで戸惑ってはいますが、では飯塚市のルールとしては、用途廃止を決定した公共施設、また跡地については、基本的に速やかに普通財産に移行させる。こういう理解でよろしいですか。

○財産活用課長

質問委員が言われるとおりでございます。

○上野委員

では、一般質問させていただいたときの顛田周辺の旧とつくものが、たくさん顛田支所をはじめとしてあるんですが、何年も行政財産になったままではないかと思うんですが、これは私の認識が違っているんですか。

○財産活用課長

質問委員が一般質問で言われていました颯田中央公園、あそこにつきましては都市公園になっておりましたので、まだ行政財産という形になっております。また、今の颯田支所の下につきましては、まだお風呂のほうが稼働していますけど、あつちは普通財産となっております。申し訳ございませんでした。旧颯田支所につきましては、まだ行政財産となっております。これにつきまして、申し訳ありません、事務の手續の忘れということになると思います。

○上野委員

分かりました。確認させてください。そしたら今年度末に売却をしていただくようになっている地域については、もう全てもちろんもう売却という方針がはっきりしているんで、普通財産になっていると。そして颯田の周辺の施設にかかわらず、飯塚市内全域の公共施設については、用途を廃止した時点で、速やかに普通財産に落とすと。ですから、今、用途廃止しているにもかかわらず行政財産のままのやつは、速やかに普通財産に全て落とすというように理解していいですか。

○財産活用課長

質問委員が言われますとおり今現在、行政財産になっている分については、手續が遅延しておりますので、早急に対応したいと思っております。

○上野委員

本当、原則売却となっていると思うので、その他の利活用策を模索するにしても、飯塚市の未来に向けてよりよい跡地処理を考えるためにも、速やかに普通財産にさせていただいて、また条例等に従って様々な課題整理も含めて、一括管理をしていただくこと。このようなことが、一つの部署で手がけて、そこに業績を残していくということで、後々スムーズに手續も進んでいくと思いますので、そのように、よろしく願いをいたしておきます。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。

(な し)

質疑を終結いたします。お諮りいたします。本件については、調査終了とすることにご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、本件は調査終了とすることに決定いたしました。

お諮りいたします。案件に記載のとおり、執行部から1件について、報告したい旨の申出があつております。報告を受けることにご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、報告を受けることに決定いたしました。

「飯塚市行政経営戦略推進ビジョン・プラン策定スケジュールについて」、報告を求めます。

○業務改善・DX推進課長

「飯塚市行政経営戦略推進ビジョン・プラン策定スケジュールについて」、ご報告をいたします。

資料をお願いいたします。現行の飯塚市第2次行財政改革大綱及び、第2次行財政改革後期実施計画の計画期間が、令和5年度をもって終了いたしますことから、新たな飯塚市行政経営戦略推進ビジョン及び、実施計画となりますプランの策定に向け、飯塚市行政経営戦略推進審議会を設置いたしまして、審議を進めているところでございます。

策定に向けての今後のスケジュールでありますが、7月下旬をめぐりに素案を作成いたしまして、関係する常任委員会にてご報告をさせていただいた後、市民意見を募集する予定といたしているところでございます。また、飯塚市行政経営戦略推進ビジョン及び、プランの策定が終わりましたら、直近の委員会にてご報告をさせていただきたいと考えております。

なお、飯塚市行政経営戦略推進審議会につきましては、第1回の会議を去る6月6日に開催しておりまして、次回第2回を7月7日、金曜日に開催する予定といたしております。以上簡単ではございますが、報告を終わらせていただきます。

○委員長

報告が終わりましたので質疑を許します。質疑はありますか。

(質疑なし)

質疑を終結いたします。本件は、報告事項でありますのでご了承願います。

これもちまして、総務委員会を閉会いたします。お疲れさまでした。